

「二条城桜まつり2020」事業に係る仕様書

- 1 契約期間 契約の日から令和2年4月30日(木)まで
- 2 開催場所 元離宮二条城
- 3 開催期間 概ね令和2年3月20日(金・祝)～令和2年4月12日(日)
(24日間)
※期間の変更については、本市と協議のうえ決定すること
- 4 事業経費 事業開催の経費として、事業終了後、年度ごとに委託料を支払う。
委託料上限額 3,000千円
(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

5 委託業務

- ・ 城内の約50品種300本の桜や歴史的建造物等を活かし、開催期間中を通して集客効果の高い催しを実施すること。
- ・ 実施に当たっては、国宝を含む文化財建造物を多数有している二条城の特性を十分理解して行うこと。
- ・ 各種イベント等の実施及び広報にあたっては、本市と協議すること。また、本市の指示に従うこと。

(1) 期間中のイベントの企画及び実施

期間中に、京都の文化や二条城の歴史的価値を感じられ、集客力、話題性のある何らかのイベントを実施すること。また、本市が指定するイベントを取り入れること。

(2) 夜間イベントの企画及び実施

ア 本イベントは、夜間の入場料を受託者で収入し、その入場料収入でもって、企画、告知(チラシ等の印刷を含む)、発券(販売、印刷含む)、設営・撤去、改札及び城内外の入退場者の誘導・安全管理、スタッフ(事務所問合せスタッフ、トイレ等の清掃スタッフ、入場券売所スタッフ、警備員、城外駐停車対策スタッフを含む)の配置等実施に伴うすべての経費を賄うこと。(昼間の入城料は、本市が収入する。)

イ 本市と協議した基準に基づき、夜間の入場料収入の一部を令和2年5月31日までに、本市が指定する方法で本市に収めること。最低保証額を22,080千円とし、算出の結果、本市に収める金額が最低保証額を下回った場合は、最低保証額を本市に収めること。

ウ 開催期間、入場受付時間、入場料(発売時期、発売方法含む)、順路を、本市と協議のうえ、決定すること。

エ 順路は、城内の夜間営業店舗(和楽庵、緑の園内店舗、展示収蔵館前店舗、大休憩所)を通過することとし、その営業や眺望に配慮した照明の設置及び運営を

- 行うこと。その他の順路については、他の事業との調整が必要であるため、本市と調整すること。
- オ 障害者等に配慮し、順路選定等を行うこと。順路上に段差等がある場合は、何らかの対策を講じること。
- カ 券売窓口について、混雑時にも柔軟に対応できる人員を確保すること。
- キ 出札・改札付近及び二条城東側エントランス広場の入場券購入列等の整理に当たっては、元離宮二条城駐車場運營業務受託者及び二条城警備業務受託者と連携すること。また、整理に必要なベルトパーテーション等を用意すること。
- ク 演出に必要な機材は、受託者で準備・設置すること（物品調達を含む）。なお、一部、二条城事務所所有の機材（別添1参照）を使用することも可能とする。ただし、使用する照明器具の補修及び電球の取り換え費用は、受託者で負担すること。
- ケ 機材の設置等に当たっては、国宝を含む文化財建造物を多数有している二条城の特性を十分理解し、本市と事前に協議を重ね、文化的価値を損なわないよう厳重な養生を行い、文化庁の許可が得られる内容にすること。
- コ 開催前に、本市立会いによる演出確認を行うこと。また、マスコミ向け内覧会を行うこと。
- サ 二条城への搬入・搬出計画を調整・協議のうえ、提出すること。
- シ 閉場時間までに来場者が退場するよう誘導するとともに、残留者の検索を行うこと。
- ス 各日の来場者数を、その内訳（例：大人、小学生、団体、減額対象者、招待券）とともに当日中に本市に報告すること。

（3）広報業務

ア 制作する広報物

- （ア）別添2に記載の広報物を令和元年2月上旬までに制作（印刷、配送、その他費用負担を含む。）し、配布に当たっては、別途提供する本市指定先約550箇所へ配布すること。
- （イ）英語版及び中国語（簡体字）のチラシ及びポスター作成については、翻訳も含めて行うこと。

イ その他

- （ア）桜まつり開催期間中に、二条城内で開催されるイベントについて、本市から提供する情報に基づき、本事業と併せて広報を実施すること。
- （イ）上記以外に、SNSやマスメディア等を活用した独自の広報及び独自の配送先についても提案し、実施すること。

6 その他、当該事業に関し、本市が必要と認める事項

- ア 各種イベントを実施するにあたり、万一の事故等に備え、イベント保険に加入すること。
- イ 受託者は、本市と協議のうえ、イベント収入、広告、協賛、寄付等により、収入確保を図り、本事業の内容を充実させること。
- ウ 受託者は、事業開催に当たり、本市の許可を得て、元離宮二条城事務所が所有す

- る備品を使用することができる。ただし、設営及び撤収等は、受託者が責任を持って行い、故意又は過失により備品を破損等した場合は、受託者が実費弁償すること。
- エ 電気工事、会場設営、会場誘導等の業務については、元離宮二条城事務所において、過去に同種の事業実績を有する業者に依頼し、また、事前に配線図、設営図面、搬出入計画、車輛入城計画、スタッフ配置図等を本市に提出し、承認を得ること。
- オ 事業実施に係る法令（火災予防条例、食品衛生法、文化財保護法等）に関する書類作成にかかる一切のことは、受託者が行うこと。
- カ 演出に係る音量等に配慮すること。
- キ 事業終了後、速やかに事業収支に係る報告書、明細書等を作成し、本市に提出すること。
- ク 各業務の詳細や本仕様書に記載のない事項、又は本仕様書に疑義が生じたときは、本市の決定に従うこと。